

産山村農地利用最適化推進委員の募集について

令和5年7月に任期を迎える産山村農業委員会の農地利用最適化推進委員について、下記のとおり募集を行います。

担当区域の状況を熟知している方で、農業に関する識見を有し、担い手への農地集積、現地調査・パトロールなど、農地利用最適化推進委員としての業務を適切に行うことができる方であれば、どなたでも推薦又は応募が可能です。

1 募集人員 5人

推進委員が担当する区域及び定数

区域	その区域の地区	募集人員
産山区	飛瀬、石尾野、耕院庵、日向、迫南谷、小園、御湯船東、御湯船西、乙宮、小迫、笹鶴	1人
田尻区	上竹の畑、下竹の畑、東上田尻、東田尻、中田尻、西田尻、下田尻、南田尻	1人
山鹿区	上平川、下平川、牧野、杖木原、大蘇、上山鹿西、上山鹿東、中山鹿、家壁	1人
大利区	山中、大利日向、大利北向、原大利	1人
片俣区	柄拘田、原片俣西、原片俣寺、谷片俣東、谷片俣西、千部塚	1人

2 任用期間 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

3 身分 産山村の特別職の非常勤職員

4 業務内容

- (1) 担当区域における農地の権利移動及び転用の許可申請案件に関する現地調査
- (2) 担当区域における担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進
- (3) 農業委員会定例会への出席及び意見陳述、農業委員会からの求めに応じて、意見を述べる

5 委員報酬

基本給 年額 153,000円

能率給 農地等の利用の最適化に係る活動に応じて村長が予算の範囲内で定める額

6 委員の要件

担当区域の状況を熟知し、農業に関する識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 産山村が設置する他の付属機関等の委員
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦及び応募の手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送により、産山村農業委員会（産山村役場経済建設課内）まで提出してください。

- (1) 推薦及び応募様式

【別記様式第1号】産山村農業委員会の農地利用最適化推進委員 推薦書・応募書

- (2) 様式の入手方法

産山村経済建設課窓口もしくは産山村ホームページからダウンロードできます。

8 受付期間 令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで

※持参する場合は、土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※応募状況により、書類の提出期間を延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に産山村のホームページ等により公表します。

9 推進委員の選任について

推薦又は募集された方については選考を行い、農地利用最適化推進委員候補者を決定後、農業委員会が委嘱します。

10 その他

推薦又は募集された事項については、募集期間の中間及び終了後に遅滞なく、氏名、年齢、職業等（住所を除く）をホームページ等に公表いたしますので、あらかじめご了承

承ください。

1 1 推薦及び応募に係る書類の提出先・お問合せ先

〒869-2703 阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3

産山村農業委員会（産山村役場経済建設課内）

【電 話】0967-25-2213

【FAX】0967-25-2864